

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
公用車管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めのあるもののほか、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の公用車の管理および使用について必要な事項を定め、公用車の効率的かつ経済的運用と安全運転の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 本会が所有する車両で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条に規定する自動車および原動機付自転車をいう。
- (2) 管理責任者 事務局長がこれにあたるものとし、会長が任命する。
- (3) 車両管理者 公用車を所管する地域福祉活動センターの安全運転管理者をいう。
- (4) 安全運転管理者 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第74条2項の規定に基づき、本会会長が任命した職員をいう。
- (5) 副安全運転管理者 道路交通法第74条2、第4項の規定に基づき、職員の中から副安全運転管理者を選任する。
- (6) 運転者 第8条の規定に基づき、公用車の運転を承認された職員をいう。

(管理責任者の職務)

第3条 管理責任者は、その管理する車両について、次の事項を行うものとする。
車両の処分及び新規取得に関する事項。

(車両管理者の職務)

第4条 車両管理者（安全運転管理者）は、次に掲げる職務を行なうものとする。

- (1) その所管する公用車（以下「所管車両」という。）の使用承認に関すること。
- (2) 所管車両の点検及び整備に関すること。
- (3) 所管車両の鍵の保管に関すること。
- (4) 公用車の購入、廃車等移動時における公用車等異動報告書（様式第1号）の提出に関すること。
- (5) 車両の必要に要する経費の支出に関する事項。
- (6) 交通事故の調査及び処理に関すること。
- (7) 所管車両の運行管理に関すること。
- (8) 運転者に対する日常の安全運転管理の指導教育および監督に関すること。
- (9) 公用車による交通事故の防止対策に関すること。
- (10) その他安全運転管理者の指導に基づき所管車両の安全運転管理に必要と認める事項に関すること。

(副安全運転管理者の職務)

第5条 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助する。

(台帳の備付け)

第6条 管理責任者は、地域福祉活動センター、事業所等に配置された公用車の車輛管理台帳(様式第2号)を備え、常に明らかにしておかなければならない。

(運転者)

第7条 公務に従事するため車両管理者が必要と認めた場合において、職員で道交法第92条に規定する運転免許証(以下「免許証」という。)の交付を受けた者を運転者とすることができる。

- 2 運転者は交通規則を厳守し、常に安全運転を心掛け事故防止に努めなければならない。
- 3 運転者は免許証の写しを本会に提出しなければならない。
- 4 運転者は、免許証の記載事項に変更があったとき、又は運転免許の取消し、停止若しくは資格を喪失したときは、速やかに所属長を経て会長に届けなければならない。

(使用の承認等)

第8条 運転者は、公用車を運転しようとするときは、事前に車両管理者の承認を受けるものとする。ただし、車両管理者の不在等、事前に承認を受けることができない場合は、事後にその承認を受けるものとする。

- 2 車両管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運転者に対し運転を指示してはならない。
 - (1) 運転者が、疾病、疲労その他の理由により、安全運転をすることができないおそれがあるとき。
 - (2) 運行前点検が実施されないとき。
 - (3) その他公用車を運転させることが適当でないとき。

(運行日誌)

第9条 公用車には運行日誌(様式第3号)を備え付け、運転者は、運行のつど、所定事項を記録しなければならない。

- 2 車両管理者は、定期的に運行日誌の点検を行なわなければならない。

(公用車の保管)

第10条 運転者は、運行を終えて帰所したときは、直ちに公用車を所定の場所に格納し、その鍵を所定の場所に返納しなければならない。

- 2 車両管理者は、常に公用車の格納に注意し、防火、洗車、盗難予防その他公用車の保全に努めなければならない。

(公用車の点検)

第11条 公用車を使用する者は、その運行開始前において運行前点検を行なわなければならない。

- 2 前項に定める運行点検のほか、毎月1日に公用車点検表（様式第4号）に掲げる項目の点検を職員2名で実施し、点検終了後、捺印のうえ安全運転管理者に提出する。
- 3 車両管理者は、公用車について法第48条第1項の規定による定期点検整備を実施するものとする。
- 4 前項の点検整備は、これを委託することができる。

（事故の措置）

第12条 公用車の使用中に事故が発生したときは、運転者または同乗した職員は、速やかに事故の状況等を上司に報告して指示を受けなければならない。

- 2 運転者は、交通事故報告書（様式第5号）を作成し、会長に提出しなければならない。この場合において、運転者が報告できないときは、当該公用車を使用した課等の所属長が事故等の状況を調査し報告しなければならない。

（事故等の補償）

第13条 本会は、業務中における公用車の事故等については、原則としてその損害を補償する。ただし、公用車運転中に職員が故意または重大な過失により事故を起こし、そのために本会が第三者に賠償した損害額または車両の故障の修理に要した費用については、本会は当該損害額または修理に要した費用の範囲内において、当該職員に求償することができる。

（委員会の設置）

第14条 自動車事故についての損害賠償の事務処理の方針について審議する自動車事故処理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）交通事故の損害賠償及び求償に関すること。
- （2）前号に定めるものの他、交通事故及び交通違反について、必要と認める事項に関すること。

（委員会の組織）

第15条 委員会の委員は、会長、事務局長、事務局次長、安全運転管理者をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、会長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、事務局長をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第16条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員会は、必要があるときは関係職員に対して、必要な書類の提出を求め、または事情を聴取することができる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。